3　分類

経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。

⑴　制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類として、制度部門別分類を次のように定める。なお、非金融法人企業及び金融機関における公的、民間の区分については、政府又は社会保障基金の所有による支配又はその他の根拠による支配のいずれかを受けているものを公的とする。

ア　非金融法人企業

全ての我が国の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的非金融企業、民間非金融法人企業に区分する。

イ　金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である全ての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。

ウ　一般政府

中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

エ　家計

生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。

オ　対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。

⑵　経済活動別分類

財貨やサービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の３区分ごとに、経済活動別分類を定め、当該分類を公表する。

⑶　財貨・サービス別分類

財貨やサービスそれぞれの品目の分類として、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産物の３区分ごとに、財貨・サービス別分類を定め、当該分類を公表する。

4　記録原則

⑴　発生主義に基づく記録

制度部門間、経済活動間の取引を、原則として、以下の基準により当該取引が実際に発生した時点において記録する。

ア　生産活動

産出は、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点において記録する。また、中間消費は、財貨・サービスが生産に使用された時点において記録する。

イ　最終消費支出及び資本形成

財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

ただし、在庫の増加については、生産物が購入・生産等の形で取得された時点において記録する。また、在庫の減少については、生産物が売却・中間消費等の形で処分された時点において記録する。

ウ　輸出入取引

居住者と非居住者間で財貨の所有権が移転し、サービスの提供がなされた時点において記録する。

エ　所得の受払

支払義務が発生した時点において記録する。

オ　金融取引

資産負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権債務関係が発生した時点において記録する。

⑵　市場価格による評価

財貨・サービスの取引は、原則として、市場価格により評価する。市場取引が存在しない場合は、原則として、類似の財貨・サービスの市場価格又はその生産活動に要した費用による評価を行う。

なお、財貨・サービスの使用は以下の定義による購入者価格、財貨・サービスの産出は以下の定義による生産者価格により評価する。

ア　購入者価格

運輸・商業マージンを含む、財貨・サービスの購入者が最終的に負担する価格

イ　生産者価格

運輸・商業マージンを含まない、財貨・サービスの生産者が最終的に受け取る価格

⑶　最終支出主体主義による記録

購入された財貨・サービスの帰属する主体を、原則として、最終的な購入者によって区分する。

⑷　主要項目における実質価額の記録

国内総生産や国民総所得といった主要な項目について、財貨・サービスの名目価額から価格変動の影響を取り除くことにより、実質価額による評価・記録を行う。

5　記録内容

各勘定は、原則として、以下の内容により記録する。

⑴　経常的取引に関する勘定

一定期間における経常的な経済取引活動について、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア　生産に関する勘定

生産活動の結果としての産出から、この産出を生み出す際の財貨・サービスの消費を中間的な投入として控除することにより、生産過程が作り出す追加的な価値である付加価値に関する項目を経済活動ごとに記録し、国内総生産を記録する。

なお、産出には、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）を含む。

本勘定には、以下のものを含む。

・固定資本減耗（構築物、機械・設備等生産資産について、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額）に関する項目

イ　所得の発生に関する勘定

生産活動と直接結びついた分配取引について、以下の内容により記録する。

源泉側には、発生した付加価値に関する項目を記録する。

使途側には、こうした付加価値の帰属先として、生産過程への参加の結果として発生する雇用者の報酬、生産及び輸入品に課される税による政府の収入等に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、営業余剰に関する項目を記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

・生産及び輸入品に課される税や補助金に関する項目
・営業余剰や混合所得（企業等生産活動により得られる余剰や欠損。このうち、混合所得は、家計部門（個人企業）分）に関する項目

ウ　第１次所得の配分に関する勘定

生産過程への参加又は生産の目的のために必要な資産の所有の結果として発生する第１次所得の各制度部門への配分について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の発生に関する勘定において使途側に記録した、雇用者の報酬、政府の収入、営業余剰に関する項目のほか、資金、土地及び無形資産等の貸借を原因として発生する所得の移転である財産所得の受取に関する項目を記録する。

使途側には、財産所得の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、第１次所得に係るバランス項目を記録する。

エ　所得の第２次分配に関する勘定

現金の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、第１次所得の配分に関する勘定において使途側に記録した第１次所得に係るバランス項目のほか、所得や富等に課される経常的な税の受取に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の受取に関する項目を記録する。